

することに対して必要がある場合

【第三者提供に係る記録の作成等】

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条1号から第4号の場合に除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の指名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

【第三者提供を受ける際の確認等】

第14条 第三者（第12条1号から第4号の場合に除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

【情報の開示】

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

【漏洩時等の対応】

第16条 個人情報データベースを漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

【苦情の処理】

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【改 正】

第18条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

万田小学校PTA表彰規程

第1条 この規程は、本会の振興発展に貢献した会員の表彰に関する事を定める。

第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当する者に対して行い、表彰者は運営委員会で決定する。

- (1) PTAの振興について特に功績が顕著である者。
- (2) 会長として1年以上の功績がある者。
- (3) 役員（会長を除く）として引き続き2年以上の功績がある者。
- (4) 本会の組織運営及び活動において特に優れ、表彰に値すると認められる者。

2. 前項第2号と第3号に該当する者については、その職を退く時に表彰するものとする。

第3条 表彰は、感謝状に記念品を添えて総会時に行う。

附 則

この規程は、平成23年4月23日から施行する。

万田小学校 PTA 慶弔規程

第1条 この規程は、会員相互の慶弔に関する事を定める。

第2条 基準及び内容については、下記のとおりとし、運営委員会にて決定する。

- (1) 卒業生には卒業式にて記念品を贈る。
- (2) 会員又は児童が死亡した場合は5,000円
- (3) その他特別な事情がある場合

第3条 会員は、この規程による慶弔に対しては、一切の返礼はしないものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

万田小学校 PTA 旅費規程

第1条 この規程は、会員の旅費に関する事を定める。

第2条 基準及び内容については、下記のとおりとする。

- (1) 研修派遣旅費については、運営委員会で決定する。
- (2) その他必要な事項については、運営委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

[組織図]

